

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案について（概要）

厚生労働省雇用環境・均等局職業生活両立課

1. 改正の趣旨

育児休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、及び行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第4号の規定に基づき、関係政令の整備を行うもの。

2. 改正の概要

（1）職業安定法施行令の一部改正（第1条関係）

- 職業安定法（昭和22年法律第141号）第5条の6第1項において、公共職業安定所等は、求人の申込みは全て受理しなければならないこと、ただし、同項第3号において、政令で定める法律の規定に違反し、公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができることが規定されており、その具体的な法律の規定については、職業安定法施行令（昭和28年政令第242号）第1条に規定されている。
- 今般、改正法第1条の規定により、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育介法」という。）に、労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いを禁止する旨が規定されたことに伴い、当該法律の規定についても、求人申込の不受理の対象となる法律の規定に含むこととする。

（2）船員職業安定法施行令の一部改正（第1条関係）

- 船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第15条第1項において、地方運輸局長は、求人の申込みは全て受理しなければならないこと、ただし、同項第3号において、政令で定める法律の規定に違反し、公表等の措置が講じられた者からの求人の申込みについては受理しないことができることが規定されており、その具体的な法律の規定については、船員職業安定法施行令（平成16年政令第369号）第1条に規定されている。
- 今般、改正法第1条の規定により、労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いを禁止する旨が規定されたことに伴い、当該法律の規定についても、求人申込の不受理の対象となる法律の規定に含むこととする。

(3) 行政手続法施行令の一部改正（第4条関係）

- 行政手続法第39条第4項第4号において、意見公募手続の実施の例外として、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするときには、意見公募手続を行うこととしている同条第1項の規定は適用しないと規定されており、これに該当する命令として、行政手続法施行令（平成6年政令第265号）第4条第1項第13号に育介法の規定が規定されている。
  
- 今般、改正法第1条の規定により、育介法に追加等される規定のうち、育介法第57条の規定により、労働政策審議会の意見を聴いた上で制定等することとされているものについては、行政手続法施行令第4条第1項第13号に追加することとする。

(4) その他

その他所要の規定の整備を行う。

**3. 根拠条項**

行政手続法第39条第4項第4号

**4. 施行期日等**

- 公布日：令和7年1月（予定）
- 施行期日：令和7年4月1日